

国民健康保険税の 税率等の改定について



4月から、老人保健制度が廃止になり、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)が開始され、これまでの医療保険制度が大きく変わりました。これに伴い、国民健康保険税の算定方法等が平成20年度から変更されました。

改定内容

1 税率の改定

国民健康保険税は、これまで「医療分」と「介護分」(40歳以上65歳未満の方)を合わせて賦課していましたが、長寿医療制度の開始に伴い、新たに「後期高齢者支援金等分」が追加されました。これは、従来「医療分」の保険税の中に含まれていた老人保健への負担金部分を長寿医療制度の開始に伴い、「後期高齢者支援金等分」として分けたものです。

また、「介護分」については、介護給付費の増加に伴い、介護保険への負担金(介護納付金)が増加していることから、負担の均衡を考慮し、改定しました。

区 分		改定前	改定後
医 療 分	所得割 課税対象所得額の	8.45%	6.45%
	資産割 固定資産税の	38%	38%
	均等割 1人当り	19,200円	12,800円
	平等割 1世帯当り	19,800円	19,800円
	限度額 1世帯の限度額	530,000円	470,000円
後期高齢者 支援金等分	所得割 課税対象所得額の	/	2.00%
	均等割 1人当り		6,400円
	限度額 1世帯の限度額		120,000円
介 護 分	所得割 課税対象所得額の	1.1%	1.2%
	均等割 1人当り	8,300円	12,000円
	限度額 1世帯の限度額	70,000円	90,000円

2 納期の改定

「広報まつぶし3月号」でもお知らせいたしましたが、普通徴収(自主納付)の納期の回数が10回から8回に変更になりました。

*** 平成20年度の納期限 ***

～ 納税通知書は7月上旬に送付します ～

第1期	平成20年	7月31日	第5期	平成20年	12月 1日
第2期		9月 1日	第6期		12月25日
第3期		9月30日	第7期	平成21年	2月 2日
第4期		10月31日	第8期		3月 2日